

意見書

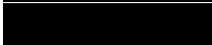
東経企営第 11-124 号  
平成 23 年 10 月 12 日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 (ふりがな)	163-8019 とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
住所 号 (ふりがな)	東京都新宿区西新宿三丁目19番2
氏名	ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいは 東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 <small>えべ つとむ</small> 江部 努

「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本提出書に関する連絡先】

経営企画部 営業企画部門  
電話番号   
FAX 番号 

## 意見

### 【基本的な考え方】

当社はこれまでも、第一種指定電気通信設備規制や、禁止行為規制、指定電気通信役務規制、業務範囲規制のほか、NTT再編成時の公正競争要件等の各種法令・ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めてきたところであり、また、活用業務を営むにあたっては、引き続き「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく考えです。

この活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった、技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。

情報通信市場は、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展し、お客様はその多様なサービス・選択肢を自由に選択・利用しうる状態になっているなど、活用業務制度の導入時点と比べ、さらに加速度的に変化してきております。

当社は、こうした市場の変化に合わせ、これまでもブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と利活用促進に取り組んできたところですが、今後も更にICT利活用の促進に貢献していきたいと考えており、当社も含めた事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。

したがって、活用業務制度の運用にあたっては、お客様の利便性向上・ICT利活用の促進のためにも、スピーディーかつ安定的なサービス提供が可能となるよう運用いただくとともに、市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを実施していただきたいと考えます。

改正案		意見
NTT 法 施行規則	<p>(活用業務の届出)</p> <p>第二条の二</p> <p>地域会社は、法第二条第五項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の内容</li> <li>二 業務の開始の日</li> <li>三 業務の収支の見込み</li> <li>四 所要資金の額及びその調達方法</li> <li>五 業務を営む理由</li> <li>六 活用する設備若しくは技術又は職員の概要</li> <li>七 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置</li> </ul>	<p>認可制から届出制への変更は、市場の環境変化やお客様ニーズに迅速に対応し、ICT利活用の促進とブロードバンドの普及を図ることが目的であると認識しております。</p> <p>こうした観点から、「当該業務の開始の日の三十日前までに」届出を行うという現行の改正案は、他の届出が課されている手続き(目的達成業務:7日前、基礎的電気通信役務の契約約款・料金:7日前、指定電気通信役務の保障契約約款・料金:前日)と比較して、期間が長く設定されておりますが、活用業務も含めた全ての手続きにおいて、届出制が「事後規制」であることは同様であることから、活用業務の届出期日についても同様の水準まで短縮していただきたいと考えます。</p>
NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン	<p>II 活用業務の届出</p> <p>(1) NTT 東西は、活用業務を営もうとする場合には、NTT 法施行規則第 2 条の 2 に基づき、当該業務を開始する日の 30 日前までに、次の事項を記載した届出書を総務大臣に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務の内容</li> <li>② 業務の開始の日</li> <li>③ 業務の収支の見込み</li> <li>④ 所要資金の額及びその調達方法</li> <li>⑤ 業務を営む理由</li> <li>⑥ 活用する設備若しくは技術又は職員の概要</li> <li>⑦ 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置</li> </ul>	

	改正案	意見
NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン	<p>Ⅲ 活用業務を営むことができる範囲についての具体的な考え方</p> <p>2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること</p> <p>(3) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」であることの確認</p> <p>(イ) 公正な競争を確保するために必要な措置</p> <p>d 総務大臣は、個別の業務ごとに、当該業務が「公正な競争の確保に支障のない範囲内」で営まれるものであるか否かの観点から、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度に応じて、別紙に掲げる7つの項目に沿って NTT 東西が講ずることとした具体的な措置の必要性及び妥当性を検討する。</p> <p>e 総務大臣は、届出書に必要な措置が記載されていない、又は記載された措置が十分かつ有効なものではないため、当該届出に係る活用業務が「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」で営まれると認められない場合には、NTT 法第 16 条第 2 項に基づき、NTT 東西に対し、これを是正するために必要な命令をすることができる。</p> <p>Ⅳ 総務省による検証等</p> <p>(1) 総務省は、活用業務に関する市場において、継続的に公正な競争が確保されているか否かについて、NTT 東西が、別紙に掲げる項目7に基づき報告する、届出書において講ずることとした措置の実施状況や活用業務の収支状況等の報告等を踏まえつつ、検証する。</p> <p>(2) 具体的には、平成 19 年度より運用されている競争セーフガード制度の枠組みの中で、認可業務に係る認可の条件及び NTT 東西が公正競争を確保するために届出書において講ずることとした措置の有効性・適正性を検証するとともに、当該措置の遵守状況を検証する。</p>	<p>届出制における事後規制の運用にあたっては、サービス開始後のお客様への影響を考慮し、総務省による検証は客観的な事実に基づいてのみ進めるようお願いしたいと思います。</p> <p>また、検証に基づき所要の措置を検討する場合には、事業者への根拠の確認等のプロセスを経て、公正競争を阻害する具体的な事象・事例が発生したと認められる場合に限り措置を講ずるという慎重な運用をお願いしたいと思います。</p>

改正案		意見
NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン	<p>(3) 検証の結果、NTT 東西において、届出書において講ずることとした措置が十分に確保されていない場合や、届出後の社会的経済的事項の変化により、当該措置のみでは公正な競争を確保するために十分でないと認められるに至った場合には、NTT 法又は電気通信事業法に基づき、所要の措置を講ずる。なお、当該措置のうち、その役割を終えた等と認められるものは、これを見直すこととする。</p> <p>(4) この他、競争事業者等から、活用業務が地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信業務の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれないことについての指摘や事例の提示がなされ、現に当該活用業務が当該範囲内で営まれないと認められる場合には、総務大臣は、(3)と同様に、所要の措置を講ずるものとする。</p>	

改正案		意見
NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン	<p>IV 総務省による検証等</p> <p>(5) また、本ガイドラインは、現時点において想定される範囲内で、NTT 東西が活用業務を営むに当たり、公正競争確保上講ずべき各種措置等についての考え方を明らかにしたものであるが、市場環境の変化に伴い、NTT 東西が講ずべき措置についても変化していくことが考えられる。このため、総務省においては、市場等の状況を注視しつつ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行うこととするが、その際はパブリック・コメントを招請することとする。</p>	<p>活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった、技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。</p> <p>情報通信市場は、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展し、お客様はその多様なサービス・選択肢を自由に選択・利用しうる状態になっているなど、活用業務制度の導入時点と比べ、さらに加速度的に変化してきております。</p> <p>当社は、こうした市場の変化に合わせ、これまでブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と利活用促進に取り組んできたところですが、今後も更にICT利活用の促進に貢献していきたいと考えており、当社も含めた事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。</p>

改正案		意見
		したがって、ガイドラインの要件については、こうした市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを行っていただきたいと思います。